



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
1月27日  
号外(2)  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○人事委員会公告

- 令和8年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)春試験 S P I 試験型(行政・社会福祉・技術系)  
公告 ..... 1

## 人事委員会公告

### 令和8年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)春試験 S P I 試験型(行政・社会福祉・技術系)公告

令和8年度滋賀県職員採用試験(大学卒業程度)春試験 S P I 試験型(行政・社会福祉・技術系)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和8年1月27日

滋賀県人事委員会委員長 尾賀康裕

#### 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政	25人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
社会福祉	5人程度	知事部局の本庁各課または健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園などの地方機関等	児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務
総合環境	若干名	知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究所等の地方機関等	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務
農業	5人程度	知事部局の本庁各課または農業農村振興事務所、農業技術振興センターなどの地方機関等	農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務
林业	5人程度	知事部局の本庁各課または森林整備事務所などの地方機関等	治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務
建築	若干名	知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務
電気(電気工学)	若干名	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
機械	若干名	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務

総合土木	20人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務
------	-------	-------------------------------------	---

備考1 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。若干名とは、1～3名程度を表します。

2 採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

## 2 受験資格

- (1) 行政、総合環境、農業および林業の区分 次のいずれかに該当する者
  - ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和9年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 社会福祉の区分 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者または令和9年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 大学を卒業した者または令和9年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 建築、電気（電気工学）、機械および総合土木の区分 次のいずれかに該当する者
  - ア 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
  - イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - (ア) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和9年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者
    - (イ) 滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (4) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 第1次試験

- (1) 試験日
  - ア 能力検査（S P I 3） 令和8年4月2日（木）から4月15日（水）までのうち、受験者が選択する1日
  - イ 人物面接（行政の区分のみ） 令和8年4月25日（土）または4月26日（日）のうち、人事委員会が指定する1日
- (2) 場所
  - ア 能力検査（S P I 3） 全国のテストセンターのうち、受験者が選択する会場
  - イ 人物面接（行政の区分のみ） 滋賀県庁（大津市京町四丁目1番1号）
- (3) 方法 能力検査および人物面接を次の方法により行います（行政の区分は300点満点。行政以外の区分は100点満点。）。
  - ア 能力検査（配点100点） 多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について能力検査（S P I 3）を行います。
  - イ 人物面接（行政の区分のみ）（配点200点） 能力検査の得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この人物面接の対象者の発表予定日は令和8年4月21日（火）で、滋賀県職員採用ポータルサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>。以下同じ。）に掲載します。
- (4) 第1次試験合格者の発表 令和8年4月21日（火）（行政以外の区分）および令和8年5月11日（月）（行政の区

分)に滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

#### 4 第2次試験

##### (1) 日時および場所

ア 論文試験（行政の区分のみ） 第1次試験人物面接日と同日に同会場で実施します。

イ 人物面接および集団討論（行政の区分） 第1次試験合格者に対して令和8年5月16日（土）または5月17日（日）のうち、人事委員会が指定する1日に滋賀県庁で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

ウ 人物面接および専門性面接（行政以外の区分） 第1次試験合格者に対して令和8年5月9日（土）または5月10日（日）のうち、人事委員会が指定する1日に滋賀県庁で行う予定です。詳しい日時、場所等は、第1次試験合格者の発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

エ 性格検査（S P I 3）（点数化はしません。） 公務員として必要な適性について検査を行います。検査は能力検査の受検前にインターネット上で受検いただきます。

##### (2) 方法 試験の区分に応じ、論文試験、人物面接、集団討論および専門性面接を次の方法により行います（行政の区分は400点満点。行政以外の区分は450点満点。）。

ア 論文試験（行政の区分のみ）（配点100点） 識見、思考力、表現力等について試験を行います。第1次試験人物面接日に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

イ 人物面接（行政の区分は配点200点。行政以外の区分は配点300点。） 人物について、個別面接による試験を行います。

ウ 集団討論（行政の区分のみ）（配点100点） 人物について、集団討論による試験を行います。

エ 専門性面接（行政以外の区分のみ）（配点150点） 職種に係る専門性について、個別面接による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います（行政の区分は700点満点。行政以外の区分は550点満点。）。

#### 5 最終合格者の発表 令和8年5月19日（火）（行政以外の区分）および令和8年5月29日（金）（行政の区分）に滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

#### 6 採用および給与

##### (1) 滋賀県人事委員会は、最終合格者を採用候補者名簿に記載します。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に記載された者の中から、面談等を行って採用者を決定します（最終合格しても採用されない場合があります。なお、滋賀県では、過去10年間、最終合格者は辞退者を除き全員採用されています。）。滋賀県人事委員会は、採用手続きに必要な情報（住所、電話番号、メールアドレス等）を任命権者に提供します。この情報を基に、任命権者が職務内容等の情報提供を行う場合があります。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和9年4月1日を基本としつつ、合格者に令和8年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(3) 給料は、月額255,419円（地域手当を含みます。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和8年4月1日時点のものです。

(4) 2(1)イ(ア)、2(2)イ(ア)または2(3)イ(ア)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(5) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(6) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

#### 7 受験手続および受付期間

##### (1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込み受理後は、試験区分の変更はできません。

ウ 身体に障害があり、受験上の配慮（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。

なお、申込受付期間中に連絡がない場合は対応できません。

(2) 受付期間 令和8年3月2日(月)午前9時から令和8年3月26日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロードし、スマートフォン、パソコンなどに保存してください。受験票は、試験の合否が決定するまで手元で保管してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、請求者が受験者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付きの学生証等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局（大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階）
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格者発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局（大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階）

9 その他 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。